

## 板橋区版A I Pの協議・検討体制について

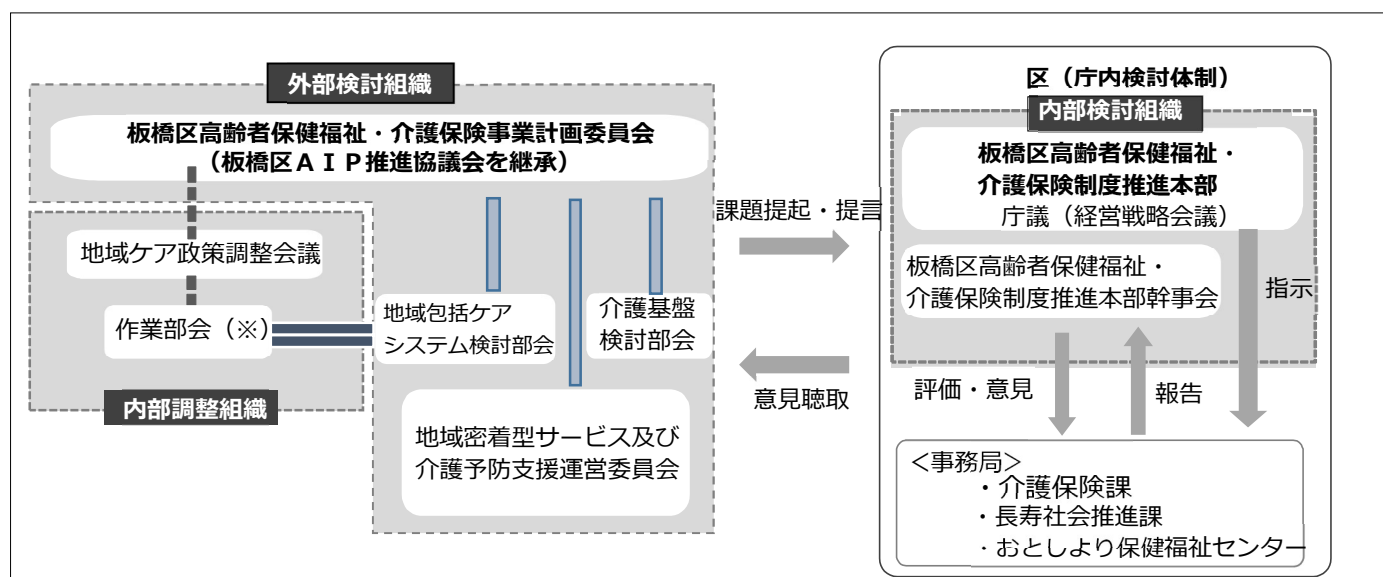
### 1 令和6年度までの板橋区A I Pの協議・検討体制

板橋区は、地域包括ケアシステムの推進のために、平成27年度から「板橋区版A I P」と銘打って各分野の事業の取組をスタートした。年齢を重ねても安心して住み慣れた地域に住み続けることができるよう、7つの重点分野を定め、様々な取組を推進してきたところである。令和6年度までは、板橋区版A I Pの構築に向けた取組の方向性や課題については、「A I P推進協議会」で協議・検討を行っていた。

### 2 令和7年度以降の板橋区版A I Pの協議・検討体制

令和7年3月26日に開催された「高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会」において、高齢者保健事業の一層の推進等を目的として「A I P推進協議会」を「高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会」に継承し、令和7年度からは当該委員会において、地域包括ケアシステム推進のための事業の進捗状況の把握を行い、区の高齢者保健福祉事業の課題、今後の方向性を検討・協議していくことが決定した。

(板橋区版A I P・事業計画策定の検討体制)



※計画策定年度に設置される「地域包括ケアシステム検討部会」は、地域ケア政策調整会議の作業部会として位置付けられている。